

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情内容等及び男女共同参画に関する人権侵害事案の被害者の救済制度等の把握について

I 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情内容等について

1 調査対象機関等

- 総務省行政相談制度
- 各府省行政相談窓口等
- 都道府県・政令指定都市の苦情処理機関等

2 調査対象となる苦情

次のいずれかの苦情であって、平成 21 年度中に処理を行ったもの、又は同年度末において未処理のもの

- 国や地方公共団体が実施する法律、条例等に基づく制度や公費を投入する施策の在り方、これらの制度・施策の運用を含む業務運営の在り方
- 人権侵害事案に関連する国民・住民からの苦情（不平・不満・提案・要望・意見等）のうち、いわゆる男女共同参画に関する施策についての苦情に該当するもの

3 把握内容

受付年月日、申出者（個人・団体別、性別）、区分（申出内容を男女共同参画基本計画の重点目標ごとに分類したもの）、申出内容、処理年月日（未処理である場合には、その旨）及び処理結果並びに施策改善への反映状況

4 その他

都道府県・政令指定都市については、苦情処理体制についても調査を行った。

II 男女共同参画に関する人権侵害事案の被害者の救済制度等の把握について

1 法務省の人権擁護機関の取組

- 女性の人権ホットラインにおける利用件数・主な相談内容（平成 12 年～21 年）
- 女性を被害者とする人権相談件数及び内容別内訳（平成 12 年～21 年）
- 女性を被害者とする人権侵犯事件数及び内容別内訳（平成 12 年～21 年）

2 都道府県・政令指定都市における人権侵害被害者救済体制等

行政機関による人権侵害、地域生活、労働、暴力等、幅広い分野における男女共同参画に関する人権侵害の救済の申出や相談を受け付ける体制について、以下の項目を把握

体制の有無、体制整備年月日、処理体制の類型、地域連絡協議会等の設置・参加の有無、地域連絡協議会等の構成員区分、処理機関名、専従担当者数、処理方法、受付窓口、申出件数（平成 21 年度受付）